釜石市区画整理土地活用支援制度をご活用ください

市は、土地区画整理事業による宅地造成後の土地（換地）の利活用を推進するため、区画整理土地活用支援制度を実施しています。この制度は、土地区画整理事業区域内に土地を所有する人からの申し込みにより登録された、売却や賃貸を希望する土地情報を、市都市整備推進室の窓口やホームページ（土地活用支援のページ）で公開し、登録された土地の取得や賃借を希望する人とのマッチングを行うものです。

土地区画整理事業地区内の利用予定がない土地についてお悩みの人、土地の取得や賃借をお考えの人は、当制度をご活用ください。まずはお問い合わせください。

■土地の売却・賃貸を希望する人は

所有する土地の売却・賃貸を希望する人は、制度への登録が必要ですので、次の書類に必要事項を記入の上、添付書類と併せて市都市整備推進室へ提出してください（郵送可）。

- 土地売却等情報登録申込書
- 土地売却等情報登録同意書

※申し込みの条件や必要書類など、詳しくはお問い合わせください

○添付書類

1．全部事項証明書（登記簿謄本）

※不要の場合がありますので、提出前にお問い合わせください

2．住民票（共有者がいる場合は、共有者全員のもの）

3．戸籍（法定相続関係が分かる範囲のもの）

※相続が発生している場合のみ必要です

【制度の運用方法】

売却等希望者の募集
↓
売却等情報の発信
（窓口や市のホームページなど）
↓
取得等希望者の受付
↓
売買にむけた協議・交渉

※宅地建物取引業者等に協力を要請

■土地の取得・賃借を希望する人は

登録された土地の取得・賃借を希望する人は、登録情報の中から希望する土地を選び、次の書類に必要事項を記入の上、市都市整備推進室へ提出してください（郵送可）。

- 土地売却等情報利用申込書
- 土地売却等情報利用誓約書

■注意事項

- 登録情報、申込書などは、市都市整備推進室の窓口に備え付ける他、市のホームページ（土地活用支援のページ）から確認・ダウンロードできます
- 市は売却などの情報登録と発信のみを行い、売買などに係る交渉や協議には関与しません
- 土地情報の登録手数料や利用手数料はかかりません

申し込み 問い合わせ	市都市整備推進室 区画整理係　☎27-8437 〒026-8686 只越町３-９-13 市役所第５庁舎２階

土地売却など情報登録箇所（５月31日時点）

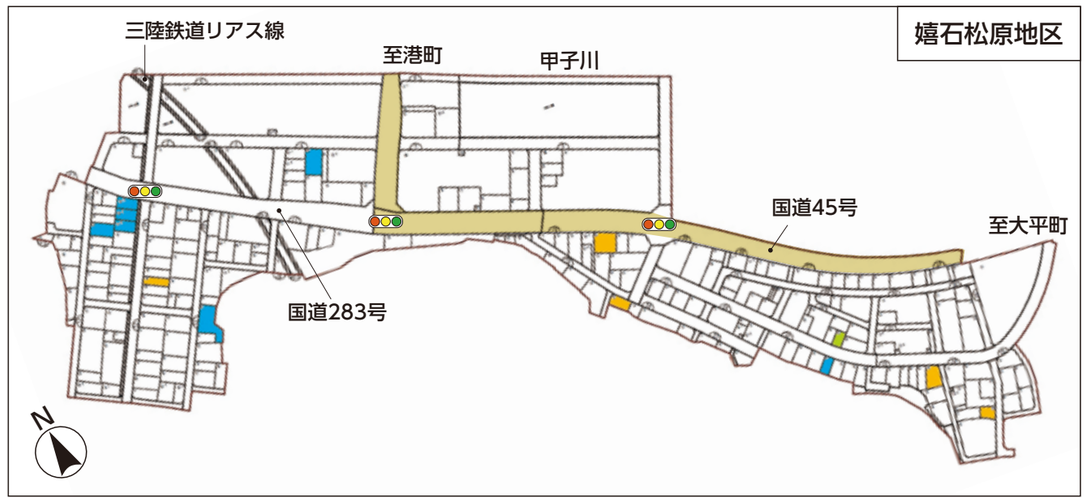

土地売却など情報登録箇所

（５月31日時点）

凡例	
	売却
	賃貸
	売却・賃貸
契	契約済

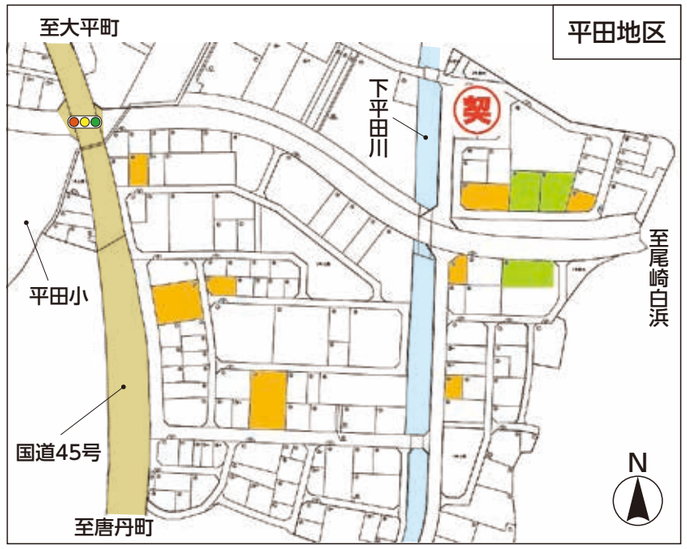

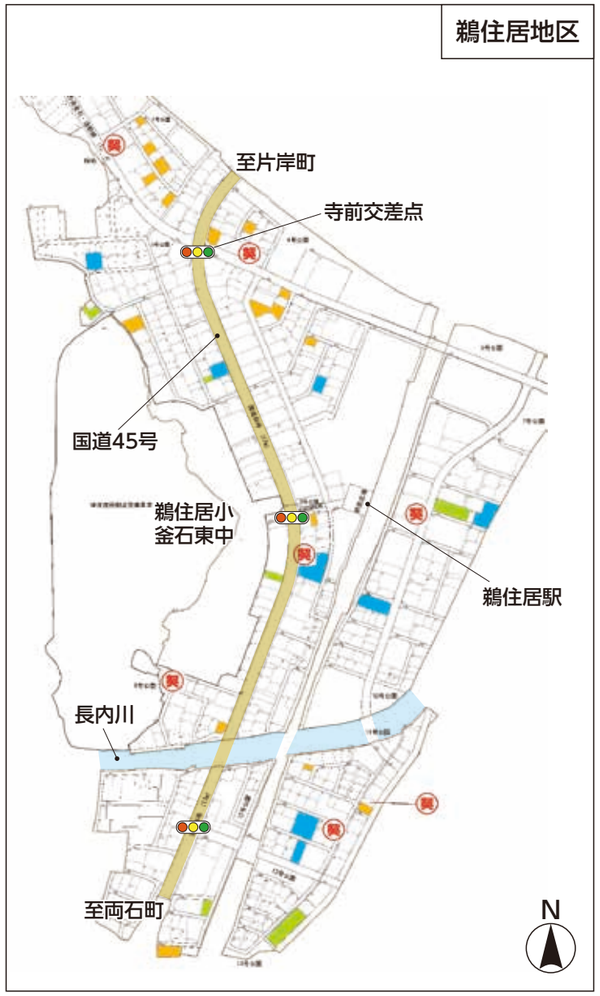

住宅再建宅地対策補助金をご利用ください

市の復興事業により整備した事業区域内の宅地の安全性向上のため、被災者が自宅敷地の安全対策工事を行う場合に要する経費に対し補助金を交付します。諸条件や申請書類など、詳しくはお問い合わせください。

対象	次の全てに該当する人 ・市の復興事業により整備した事業区域内で、自宅のある土地の安全対策工事を行う（行った）人 ・東日本大震災により自宅が被災し、り災証明書または被災を証明する書類の交付を受けられる人 ・平成23年３月11日以降に実施した工事		
補助対象	**①地盤改良工事** 宅地の弱い地盤（※）に対して行う地盤改良工事費の合計額の1/2とし、１宅地につき、50万円を限度 ○地表から0.5m～2.5mの地層に、地盤支持力30kN/㎡未満の地層がある場合 ○地表から2.5m～5.5mの地層に、荷重が0.5kN以下で自沈する層がある場合		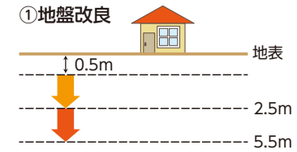
	②転落防止柵設置工事 高低差が１m以上の区間内における転落防止柵の設置工事の工事費の合計額または設置延長１mにつき１万円として積算した金額のいずれか低い額		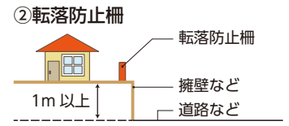
	③擁壁工事 同一宅地内で、高低差が0.5m以上ある箇所に擁壁を設置する工事	（1）擁壁高0.5m以上１m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ１m当たり９万円として算出した金額のいずれか低い額	**③擁壁と階段** 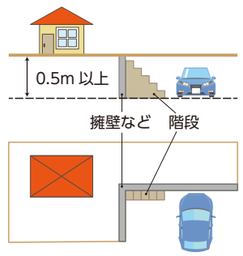
		（2）擁壁高１m以上２m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ１m当たり13万円として算出した金額のいずれか低い額	
		（3）擁壁高２m以上の場合 補助対象工事費の合計額、または擁壁の長さ１m当たり18万円として算出した金額のいずれか低い額	
	③階段工事 同一宅地内で、高低差が0.5m以上ある箇所に階段を設置する工事	（1）階段高0.5m以上１m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または８万円のいずれか低い額	
		（2）階段高１m以上２m未満の場合 補助対象工事費の合計額、または10万円のいずれか低い額	
		（3）階段高２m以上の場合 補助対象工事費の合計額、または12万円のいずれか低い額	

※「弱い地盤」の定義は、「釜石市住宅再建宅地対策補助金交付要綱」による

問い合わせ　市都市整備推進室　☎27-8437

鵜住居地区と片岸地区で復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催します

市は、復興の進捗状況などについてそれぞれの地区住民の皆さんと意見交換する「復興まちづくり協議会・地権者連絡会」を開催します。地区の住民、事業者、地権者の皆さんの参加をお待ちしています。直接会場にお越しください。

鵜住居地区住民説明会（復興まちづくり協議会・地権者連絡会）

日時　7月13日(土)13時30分～
場所　鵜住居地区生活応援センター
内容　土地区画整理事業の換地処分に向けた今後の流れ他

片岸地区復興まちづくり協議会・地権者連絡会

日時　7月16日(火)18時30分～
場所　片岸集会所
内容　土地区画整理事業の換地処分に向けた今後の流れ他

●**問い合わせ**　市復興推進本部事務局　☎27-8479

都市計画変更案の説明会・縦覧を行います

変更案の内容

①用途地域の変更
天神町での新市庁舎建設の推進と、浜町周辺の街区形状の変更などを踏まえ変更するもの
②一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）の変更
事業の進捗に伴い区画形状などの一部を変更するもの
③道路（税関通線）の変更
東部地区の復興まちづくりによる区画形状の変更に伴い一部区域を変更するもの

変更案の説明会

日時　6月25日(火)18時
場所　市役所第４庁舎　第７会議室

変更案の縦覧

期間　7月1日(月)～16日(火)8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）
場所　市都市計画課（市役所第４庁舎1階）

意見の提出

市民および利害関係人は変更案の縦覧期間中、市に対して意見書を提出することができます。意見書を提出する場合は、7月16日(火)までに、意見の要旨、住所、氏名を記載した書面を市都市計画課まで提出してください。

●**問い合わせ**　市都市計画課　都市計画係　☎27-8435

三陸沿岸道路「釜石北IC～大槌IC」間　6月22日㈯15時30分開通!

６月22日、三陸沿岸道路「釜石北IC～大槌IC」間（延長4.8㎞）が開通します。当日は開通式典後、15時30分から一般車両の乗り入れが可能となります。

今回の開通により、気仙沼市から宮古市間の約105㎞が復興道路でつながります。

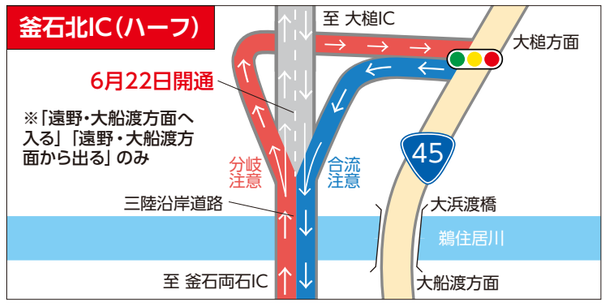

釜石北ICはハーフインターです

- これまでと同様に釜石北ICから大槌方面へは進行でません。また、大槌方面から釜石北ICで降りることはできません

大槌ICはフルインターです

- 釜石方面、山田方面のどちらからでも乗り降りできます

問い合わせ　市高規格幹線道路対策室　☎27-8430

釜石市立鉄の歴史館夏季特別企画展

災害と製鉄所

艦砲射撃による被災

幾多の災害に遭いながら、今日まで約140年間続いている製鉄所を災害と復興をテーマに紹介します。

期間	６月19日㈬～８月26日㈪ ※火曜日休館（８月13日㈫特別開館）
場所	鉄の歴史館　２階会議室
展示内容	明治三陸大海嘯（だいかいしょう）・昭和三陸大津波・艦砲射撃・東日本大震災に関する製鉄所関連資料

問い合わせ　鉄の歴史館　☎24-2211

上平田定住促進住宅・市営釜石ビルの入居者を随時募集します

①上平田定住促進住宅（大字平田２-25-429）

募集戸数	３DK　２戸
間取り	６畳２部屋、４畳半１部屋、台所兼食堂、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー
家賃	月額３万5,000円
駐車場	月額3,000円

※U・Iターン者と新婚世帯には、家賃に１万円の減免制度があります（最長3年間）
※エレベーターはありません

②団地名　市営釜石ビル（浜町１-１-１）

募集戸数	３DK　２戸
間取り	６畳３部屋、台所兼食堂、浴室、洗面所、トイレ、バルコニー
家賃	月額４万5,000円

※駐車場はありません
※住居としての使用に限ります
※原則として市内に住所または勤務場所のある人が対象です

【①②共通】

■**募集期間**　随時（先着順で入居者が決まり次第、終了します）
※土・日曜日、祝日を除く９時から17時

■**その他**
・資格要件や申込方法など、詳しくはお問い合わせください
・入居の際には連帯保証人が必要となります

■**申し込み・問い合わせ**
（一財）岩手県建築住宅センター沿岸支所（市営住宅等指定管理者）
大町1-4-7　大町復興住宅４号棟１階　☎55-5742